

# 報告対応のフローチャート

問題発生

S.C.P. Japanメンバー

保護者・地域の人々



上長

## 1. 報告受付

### 内部対応を求める場合

- 団体のセーフガーディングオフィサーへ通告
- 団体のWeb報告システムの利用 ([report@scpjapan.com](mailto:report@scpjapan.com))

### 外部対応を求める場合

#### ■ 緊急度低

- ① 法務省子どもの人権110番 (0120-007-110)  
※受付：平日8:30~17:15
- ② 居住地の市町村窓口  
※受付：自治体窓口の受付時間による

子ども用窓口

#### ■ 緊急度高

- 居住地の児童相談所へ通告/警察へ通報  
※24時間365日対応

- 報告・相談の受付
- 子どもの安全確認・緊急性の判断

## 2. 内部協議

セーフガーディング接触可能性あり

セーフガーディング接触しない/  
別対応すべき案件/問合せ・相談など

対応検討チーム

- 子どもと関係者の安全再確認
- 案件の受理相談
- 対応方針の協議、調査チームの指名

案件不受理

- 相談者へのフィードバック
- 記録

## 3. 調査

案件受理

対応検討チーム

- 子どもと関係者の安全再確認
- 案件の受理相談
- 対応方針の協議、調査チームの指名

外部連携

- パートナー機関
- 弁護士
- 警察
- 福祉サービス
- 医療機関

必要に応じて  
第三者委員会の設置

## 4. 処遇判断

嫌疑対象者が  
内部関係者の場合

嫌疑対象者が  
パートナー機関の場合

人事  
関連  
部署

- 人事的対応協議
- 記録
- 重大事案の人事的処遇

パートナー  
管轄部署

- 人事的対応協議
- 記録
- 改善策の確認、調整

## 5. 事後対応

対応検討チーム

- 当事者へのフィードバック/責任者への報告
- 必要な支援検討 (カウンセリング、職務執行上の配慮等)
- 教訓の抽出及び再発防止/記録の保管